

独立行政法人国立青少年教育振興機構国立花山青少年自然の家
リックファミリークラブ規約

(名称)

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構国立花山青少年自然の家リックファミリークラブ(以下「クラブ」という。)は、その運営事務局を独立行政法人国立青少年教育振興機構国立花山青少年自然の家(以下「自然の家」という。)内に置く。

(目的)

第2条 クラブは、会員である家族の方が自然の家を利用し、会員相互の親睦を図り、より安全な体験活動を楽しむことを目的とする。

(会員登録のメリット)

第3条 クラブ会員は、以下の事項の特典を受けることが可能である。但し、特典の内容の全部又は一部は予告なく変更することがある。

- 1 会員証の受領及び入退所手続きの簡素化
- 2 会員対象事業の実施

(申込手続き)

第4条 クラブは第2条の目的に賛同し、本規約を承諾の上、申込書を提出して、自然の家所長がこれを認めた者を以て構成する。また、併せて、メールアドレスの届出及び自然の家職員が撮影した写真等の広報物やホームページへの掲載承諾を行うものとする。

(退会)

第5条 退会は、第4条により認められた代表者の希望を以て行う。その他、以下の事項に該当する場合は、自動的にその権利を喪失する。

- 1 会員の登録後、5年以上自然の家を利用していない者
- 2 独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則第4条(禁止事項)に該当する者
- 3 その他、社会通念上、著しく品位を欠く者
- 4 申請時に上記に該当し虚偽の申請をした者
- 5 メルマガの配信がエラーとなってしまう方で、3年以上お申し込みのない者

(個人情報の取り扱い)

第6条 クラブ入会時および各種事業等に参加申込をする際に登録する個人情報等は、「独立行政法人国立青少年教育振興機構が保有する個人情報の適切な管理に関する規程」に基づき適切に管理し、法令等に定める場合を除いて第三者に開示はしない。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、別に所長が定める。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。